# 大熊町障害者基幹相談支援センター業務 公募型プロポーザル実施要領

平成 31 年 1月11日

本公募は、平成31年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。優先交渉権者の決定や予算の執行は、平成31年度の予算成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

## 1 本プロポーザル実施の目的

大熊町では、障がい者及び支援者が、安心して生活できるような環境を整備するために、一般的な相談支援事業に加え、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」という。)第77条の2に規定する基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の充実・強化、地域移行・地域定着の促進への取り組み、権利擁護・虐待の防止への取り組みなど、地域の障害福祉全般において重要な業務を行います。その事業を効率的に実施するため高度な知識と豊かな経験を有する法人をプロポーザル方式により選定します。

また、双葉郡8カ町村が共同で双葉地域の基幹相談支援センターを設置していることを考慮し、本プロポーザルにおいて双葉地域の基幹相談支援センターを担う法人の選定も併せて行うこととします。

## 2 事業・業務の概要

- (1)総合的・専門的な相談支援
  - 1) 障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施する。 困難事例(解決困難・支援困難等)への対応を含む。

## (2) 地域の相談支援体制の充実・強化

- 1)地域の相談支援事業者(相談支援専門員)に対する訪問等による専門的な指導、助言等を 実施する。
- 2) 地域の相談支援事業者(相談支援専門員)の人材育成に関する支援(研修会の企画・運営、 日常的な事例検討会の開催等)を実施する。
- 3) 関係機関(地域の相談支援事業者、児童発達支援センター、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種相談機関等) との連携・ネットワーク強化を図る。

#### (3) 地域移行・地域定着の促進への取り組み

- 1) 障がい者支援施設及び精神科病院等へ入所・入院している障がい者への地域移行に向けた働きかけ、普及啓発を実施する。
- 2) 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート(関係機関との調整等)を実施する。

- (4) 権利擁護・虐待の防止への取り組み
  - 1) 成年後見制度等利用のための普及啓発活動を実施する。
  - 2) 障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を実施する。

## (5) その他

- 1) 必要に応じ、町村が開催する個別支援会議等に参画する。
- 2)メール等を活用し入所施設や通所事業所の利用状況(空き情報)等を相談支援事業所等に発信する。
- 3) その他、町村と受託者の協議により、必要と認める業務を実施する。

# 3 運営者選定の概要

(1) 選定の方法

本プロポーザルは公募型とし、書類審査及びプレゼンテーションによる選定とする。

(2) 選定のスケジュール (予定)

· / ·=/- / · · · · · · · · · ·		
実施内容	実施期間又は期日	
実施要領等の公表	平成 31 年 1月 11 日 (金)	
質問の受付期間	平成31年1月15日(火)~1月18日(金)	
質問に対する回答	平成 31 年 1 月 22 日 (火)	
一次審査書類の提出期間	平成31年1月23日(水)~1月29日(火)	
一次審査(書類審査)	平成31年1月30日(水)~2月4日(月)	
一次審査(書類審査)結果通知	平成31年2月5日(火)	
二次審査書類の提出期間	平成31年2月13日(水)~2月18日(月)	
二次審査(プレゼンテーション・ヒ	平成 31 年 2 月下旬	
アリング)	一个队 31 午 2 万 下 时	
提案書審査結果の通知	平成31年2月下旬	

# 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての項目を満たす単体法人とする。

- (1) 平成30年12月1日までに総合支援法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業所を運営する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 租税を完納していること。

- (6) 福島県内に本部、支部、事業所等を有していること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- (8) 基幹相談支援センター専属の経験豊富な相談支援専門員(応募時点で相談支援専門員資格取得後3年以上の実務経験を有するもの)を同一法人内で3名以上配置できること。
  - (注1) 法人の業務と兼ねることが出来ない。
  - (注2) 他法人からの出向等における人員の配置は認めない。
- (9)本プロポーザルで示した相談支援専門員を配置すること。変更は、原則認めない。
- (10)基幹相談支援センターを双葉郡内に設置すること。

### 5 応募に対する制限

次の各項目に該当する者は、プロポーザルに参加できない。

- (1) 審査委員会の委員(以下、「審査委員」という。)
- (2) 審査委員が属する法人又はその法人と資本面若しくは人事面において関連がある者。
  - (注)「資本面において関連がある者」とは、株式会社においては、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業または法人の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- (3)審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。
- (4) 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者。

## 6 書類提出の手続き等

(1) 担当課及び書類提出先

〒965-0873 福島県会津若松市追手町2番41号

大熊町役場会津若松出張所 福祉課

TEL: 0242-26-3844 FAX: 0242-26-3793

電子メールアドレス: fukushi@town.okuma.fukushima.jp

※本プロポーザルに関する問い合わせは担当課へ行うこととし、その他関係課等へ問合せする ことは禁止する。

- (2)配布資料
  - 1)配布資料は、平成31年1月11日から、町ホームページからダウンロードすることができる。
  - 2) 配布資料一式

大熊町障害者基幹相談支援センター事業実施要綱

大熊町障害者基幹相談支援センター設置・運営業務委託仕様書(案)

プロポーザル実施要領

参加申込書(様式第1号)

誓約書(様式第2号)

事業所実績及び業務従事者関係調書(様式第3号)

質問書(様式第4号)

技術提案書(表紙:様式第5号、表紙以降の頁:任意様式)

守秘義務誓約書(様式第6号)

概算見積書(様式第7号)

見積明細書(様式第8号)

# 7 質問及び回答

(1) 質問の提出

本実施要領および仕様書の内容等について疑義を生じた場合は、「質問書(様式第4号)」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて下記アドレスに送付し、電話にて6 (1) の担当課に連絡を入れること。ただし、連絡時間は、閉庁日を除く日の9時~17時までとする。

電子メールアドレス: fukushi@town. okuma. fukushima. jp

(2) 質問提出期間

平成 31 年 1 月 15 日 (火) ~平成 31 年 1 月 18 日 (金) 正午まで

(3) 質問の回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめを行い、平成31年1月22日(火)に大熊町のホームページに掲載する。

## 8 一次審査書類の提出

(1) 提出書類及び部数

参加申込書(様式第1号) : 1部 誓約書(様式第2号) : 1部

事業所実績及び業務従事者関係調書(様式第3号):1部

法人概要(法人案内等本部、支部、事業所等の位置が記載されたもの) :1部

(2) 提出期間

平成 31 年 1 月 23 日 (水) ~平成 31 年 1 月 29 日 (火) 正午まで

(3)提出方法

持参の場合: 閉庁日を除く日の9時~17時までに6(1)の担当課まで持参のこと。ただし、 提出期間の最終日(平成31年1月29日(火))は9時~12時までに持参のこと。 郵送の場合: 配達の記録が残る方法で郵送し、郵送後に電話にて6(1)の担当課に連絡を入れること。提出期間内必着のこと。

# 9 一次審査及び結果の通知

- (1) 審査方法
  - 一次審査書類については、(2)の評価基準に基づいて評価し順位づけを行い、一次審査書類提

出者上位5者を選定する。なお、評価点上位の者から選定して同点により5者以上となった場合は、当該者全てを選定するものとする。

# (2) 評価基準

	評価項目	評価基準	配点
① 法 人	基幹相談支援センタ		(30)
の実績	_	過去に、相双地域内またはいわき市内で基幹相	30
		談支援センター業務の経験がある。	
		過去に、上記以外の地域で基幹相談支援センタ	10
		一業務の経験がある。	
		上記実績を有しない。	0
②法人	相談支援事業所の所		(30)
の地域	在地	双葉郡内に相談支援事業所を有する。	30
貢献度		相馬地域内またはいわき市内に相談支援事業所	10
		を有する。	
		上記以外の地域に相談支援事業所を有する。	0
③ 相 談	相談支援専門員①		(10)
員の経		相談支援専門員の経験が10年以上ある。	10
験		相談支援専門員の経験が5年以上ある。	5
		相談支援専門員の経験が5年未満。	0
	相談支援専門員②		(10)
		相談支援専門員の経験が10年以上ある。	10
		相談支援専門員の経験が5年以上ある。	5
		相談支援専門員の経験が5年未満。	0
	相談支援専門員③		(10)
		相談支援専門員の経験が10年以上ある。	10
		相談支援専門員の経験が5年以上ある。	5
		相談支援専門員の経験が5年未満。	0
④職員	相談支援専門員①	※資格の項目は、1 資格 10 点の加算方式とする。	(40)
の主な		社会福祉士	10
資格		精神保健福祉士	10
		医師・保健師・看護師	10
		介護支援専門員	10
		資格無し	0
	相談支援専門員②	※資格の項目は、1 資格 10 点の加算方式とする。	(40)
		社会福祉士	10
		精神保健福祉士	10
		医師・保健師・看護師	10
		介護支援専門員	10
		資格無し	0
	相談支援専門員③	※資格の項目は、1 資格 10 点の加算方式とする。	(40)
		社会福祉士	10
		精神保健福祉士	10
		医師・保健師・看護師	10

	介護支援専門員	10
	資格無し	0
合 計		210

## (3) 一次審査結果の通知

一次審査終了後、平成31年2月5日(火)に一次審査結果を郵送する。

#### 10 二次審査書類の提出

技術提案書は、下記のテーマについての提案をする。技術提案にあたっては、「大熊町障害者基幹相 談支援センター事業実施要綱」を参考にすることとし、必要に応じて図表を用いて行うこと。

ただし、本プロポーザルは、双葉地域の基幹相談支援センターの選定を兼ねるため提案内容は、双 葉地域の基幹相談支援センター業務について技術の提案をすること。

テーマ①:障がい者支援の考え方

テーマ②: 基幹相談支援センター業務の考え方

テーマ③:業務の進め方

# (1) 提出書類及び部数

技術提案書(表紙:様式第5号、表紙以降の頁:任意様式):15部(仮留め)

守秘義務誓約書(様式第6号):8部

概算見積書(様式第7号):8部 見積明細書(様式第8号):8部

(2)提出期間

平成31年2月13日(水)~平成31年2月18日(月)17時まで

(3)提出方法

閉庁日を除く日の9時~17時までに6(1)の担当課まで持参すること。

# (4) その他

- ※ 技術提案書には提出者が分かるように表紙を付けること。ただし、技術提案書の本文には、 提出者が特定できるような記述及びロゴ等の記載をしないこと。
- ※ 技術提案書はA3サイズで、表紙を除いて3枚以内とし、図表の引用を除き読みやすい文字サイズで作成すること。
- ※ 電子データはPDF形式で保存したものをCD-R等に記録して提出する。
- ※ 一次審査通過後、技術提案を辞退する場合は、参加辞退届(任意様式)にプロポーザル名 称、法人名称、代表者名(代表者印捺印)、提出日記入の上、提案を辞退する旨を明記して、 平成31年2月18日(月)17時までに受付窓口へ持参または郵送すること。

# 11 二次審査及び結果の通知

#### (1)審查方法

提出された技術提案書の内容について、下記により開催される審査委員会においてプレゼンテ

ーション及びヒアリングを実施する。審査委員会は「12 優先交渉権者選定の基準」により審査を行う。

## (2) プレゼンテーション及びヒアリングの概要

1) 開催日時:平成31年2月下旬

日時及び詳細については提案者毎に通知する。

2) 開催場所:大熊町役場いわき出張所

3) 提案時間:1提案者につき、プレゼンテーション30分以内 (プレゼンテーション後、ヒアリング(20分程度)に移る。)

4) 出席者:5人以内

5) その他:プレゼンテーションに使用するノートパソコン等の機器は、提案者が準備する。プロジェクターや投影するスクリーンは、希望があれば福祉課が準備する。

プレゼンテーションは、提出した技術提案書を基に行うこととし、技術提案書に記載のない新たな提案等は行わないこと。

### (3)優先交渉権者の選定

審査委員会は、「12 優先交渉権者選定の基準」に基づき総合的に能力を審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

## (4)優先交渉権者の決定

町は審査委員会からの審査経過及び選定結果の報告を受け、優先交渉権者の決定をする。

#### (5) 選定結果の通知

選定結果及び講評を平成31年2月下旬に大熊町ホームページに掲載すると共に、各提案者に対しても郵送にて個別に結果を通知する。

優先交渉権者及び次点者決定に至った経緯等に係る質問、異議等は一切受け付けない。

#### 12 優先交渉権者の選定の基準

実績等調書及び技術提案書について審査委員会が次表の評価基準に基づいて総合的に評価を行い、かつ見積額が14(5)の契約限度額を上回っていない者を選定し、優先交渉権者及び次点の者を選定する。応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会において内容を審査して、選定の可否を決定する。

評価項目	評価事項	配点
法人の実績	(法人の実績) ・法人が基幹相談支援センター業務において豊富な実績を有する。 ・地域貢献度。 (一次審査の評価項目①②)	6 0
	<ul><li>(配置予定者の実績)</li><li>・配置予定の相談員が豊富な実績を有する。</li><li>(一次審査の評価項目③④)</li></ul>	150
障がい者支援 の考え方	障がい者支援についてどのような考えを持ち、地域の障がい者支援をどのように改善しようとしているか。	3 0

	(総合的・専門的な相談支援に係る提案) ・避難先、双葉郡内の実情に沿った形で、総合的かつ専門的な相 談支援に係る提案がなされている。	3 0
基幹相談支援 センター業務 の考え方に係る 提案	(地域の相談支援体制の充実・強化に係る提案) ・避難先、双葉郡内の実情に沿った形で、地域の相談支援体制の充実・強化に係る提案がなされている。	3 0
	(地域移行・地域定着の促進への取り組みに係る提案) ・避難先、双葉郡内の実情に沿った形で、地域移行・地域定着の 促進への取り組みに係る提案がなされている。	1 0
	(権利擁護・虐待の防止への取り組みに係る提案) ・避難先、双葉郡内の実情に沿った形で、権利擁護・虐待の防止 への取り組みに係る提案がなされている。	2 0
	(その他、地域の障がい者支援の係る独自の活動の提案) ・地域の障がい者支援の係る独自の活動が地域で暮らす障がい 者やその支援者に十分に配慮された提案がなされている。	2 0
	(人員配置及び年間事業計画等) ・必要項目と相互関係の理解及び業務実施フロー、実施体制が適切であり、業務のスケジュール管理について有効な提案がなされている。	2 0
業務の進め方 に係る提案	(コスト管理) ・コスト及びランニングコストを適切なものとするため有効な提案がなされている。	1 0
合 計		3 8 0

選定方法については次のとおりとする。

- (1) 各審査員は、各提案書について評価点を算出し、提案書の順位を決定する。
- (2) 各審査員の決定した順位から、各提案書の平均順位を算出し、最も平均順位の高い提案者を優 先交渉権者とし、次に平均順位の高い提案者を次点の者とする。
- (3) 提案書の平均順位が同じ場合は、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

## 13 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

### 14 業務委託契約の締結

(1)業務名称

大熊町障害者基幹相談支援センター業務委託

(2)業務内容

別紙「大熊町障害者基幹相談支援センター設置・運営業務委託仕様書(案)」のとおり。

(3)業務委託期間

<u>委託契約は単年度契約とし、委託期間は、平成31年4月1日から1年間とする。(協定書により5年とします。)</u>

(4) 契約の締結

大熊町は、優先交渉権者を契約の相手方として、契約に係る交渉を行う。優先交渉権者が辞退 したとき、資格要件を欠くと判断されたとき又は契約の交渉が不調になったときは、次点候補者 を契約の相手方として交渉を行う。

(5) 契約限度額

平成31年度事業総額 25,930千円(税抜、別途消費税)を上限とする。

各町村の事業費限度額は下記のとおり

浪江町 6,523千円(25.2%)

葛尾村 1,576千円(6.1%)

双葉町 2,564千円(9.9%)

大熊町 3,696千円(14.3%)

川内村 2,083千円(8.0%)

富岡町 4,667千円(18.0%)

楢葉町 2,794千円(10.8%)

広野町 2,027千円(7.8%)

契約額については、本事業の目的を効果的に達成するために、8カ町村が協議し、8カ町村が それぞれ負担することが適切と認める額とする。

※優先交渉権者の決定や予算の執行は、平成31年度の予算成立が前提となります。

# 15 委託費の適正な執行について

受託者は、委託事業に係る費用が徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分に理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約金額の減額を行う可能性がある。

## 16 その他の留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2)技術提案は、1提案者につき1案とする。
- (3)業務の実績については、日本国内の業務の実績をもって判断するものとする。

- (4) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
- (5) 提出後の技術提案書の修正・変更・資料追加は、一切認めない。
- (6) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (7)提出された技術提案書の著作権は各提案者に帰属するが、大熊町、浪江町、葛尾村、双葉町、川内村、富岡町、楢葉町、広野町が公表等により使用する場合、提案書の全部または一部を応募者に断りなく無償で使用することが出来る。
- (8) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。
- (9) プロポーザルへの応募者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他の一般の閲覧に供する場合は、担当課の承諾を得ること。
- (10) 本業務に関する具体的な設計は、技術提案書に記載された内容を参考とし、受託者との協議に基づいて行う。
- (11) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力などにより、事業計画の変更又は事業の中止をすることがある。この場合、本業務の契約締結前においては、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとする。